

「ISO14001 取得記念講演の開会の辞」

弁護士平沢郁子

本日は、お忙しい中、多数の皆様にお集まりいただき有難うございました。

当事務所では、これまで、この ISO14001 認証取得の為に準備してまいりましたが、皆様方の励ましとご援助をいただき、この平成 13 年 2 月 7 日に承認をいただくことが出来ました。

本日は、皆様にこの認証取得のご報告ならびに御礼を申し上げたくこのような会を催させていただきました。

では、ただいまから、関東法律事務所の ISO14001 認証取得記念講演を開催いたします。

「ご来場御礼」
弁護士中園繁克

本日は、関東法律事務所の ISO14001 認証記念講演会を開催しましたところ、にぎにぎしくご来場頂き有難うございます。皆様方には平素何かとご高配を頂き、心より感謝致しております。

まず当事務所は、今年2月7日 ISO14001 の認証を取得できましたことをご報告申し上げます。法律事務所としての ISO14001 認証は、おそらく、世界で最初ではないかといわれております。これはご関係の皆様の一とかたならぬご支援のお陰です。今から2年余前、私どもに最初に ISO14001 認証への決断を迫ってこられたのは、社団法人中小企業診断協会三多摩支会環境マネジメント研究会の先生方でした。それに勇気づけられ、その後幾多の方々の励ましを頂き乍ら今日に至った訳です。ここに、これまでご支援を頂いた皆様に対し、関東法律事務所一同、衷心より厚く御礼申し上げます。

ところで環境問題は、21世紀において解決しなければならない、人類の存亡をかけた地球規模の喫緊の課題です。2050年の時点においては、世界の人口が今の60億人から100億人を超えると予想されています。その時に必要な食料は穀物換算で今の19億トンから約2.7倍の52億トン、経済規模は今の約3倍、それに必要なエネルギーも石油換算で今の80億トンから約2.4倍の190億トンと推定されています。ところが、現在これらを解決する用途は未だに立っておりません。しかし、これ以上人類がその開発により地球環境を破壊することは、それが人類の滅亡に通じることになり許されないところまできています。

そこで、これからの開発は人類の持続可能な社会との調和の中に求められなければなりません。これからは、省資源、省エネルギーをめざし、リデュース、リサイクル、リユースの手法を用いながら、これ以上地球環境を破損することのない循環型の社会を形成していくことが、求められています。環境保全活動の成果は1日にしてあがりません。1人1人が環境保全活動を自分のできることから実践していくことが、求められています。今、万の評論家より1人の実践家が切望されています。

それではここで、ISO14001の規格にもとづいた当事務所の環境方針をご紹介します。その全文は別紙平成13年1月13日付の「環境方針」のとおりです。その(1)項では、当事務所メンバーがその業務を行う上で各自、循環型社会の形成者として実践することを宣明しています。

その(2)項では、法的事項の遵守と環境保全活動について関係者の動機付けや支援を宣明しています。

その(3)項では、当事務所の環境活動を弁護士活動のドメイン、事務局活動のドメイン、市民活動の三つに分けて、それぞれ自らできる環境保全活動と関係者に働きかけて動機付けや支援の活動を行うことを宣明しています。ISO14001の規格書における環境についての定義では、人は環境から影響を受ける主体であると共に、大気や土地と共に環境の構成要素と位置付けられて

います。私どもの事務所はその人を相手として活動しています。そこで今後、私どもは当事務所の特色を生かし、関係者に対し、また関係者と共に、プラスの環境影響をさらに高めていくことに意を用いて活動していきたいと思っています。その一環として当事務所で環境配慮の経営を高めるため「循環型経営」のセミナーを開催致しておりますので、どうぞご出席下さい。

そもそも関東法律事務所の運営の理念は、別紙「関東法律事務所の三譲四最五香」に示すとおりです。私どもはご依頼頂いた案件を、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の実業にもとづき、最高の業務、最善の方法、最良の時宜、そして最適の報酬をもって処理してまいります（これを四最といいます）。その活動のグラウンド・土壌として、人間性の尊重、社会環境への適合、そして自然環境への適合を醸成してまいります（これを三壤といいます）。皆様と共に行う処理を通じ、その余香として依頼や関係者に「安らぎ、潤い、ほほえみ、希望そして勇氣」が提供申し上げれば幸いと念じております（これを五香といいます）。

このように、私どもは関東法律事務所の活動の土壌として、自然環境適合について意を用いてまいりました。今回の ISO14001 認証取得は、その具体的実践の1つでもありました。この認証取得により私どもは、事務所の諸活動のためのグラウンド・土壌を一層深耕していきたいと思えます。その土壌の上にたって、私どもは法的な案件処理にさらなる精進を重ね、皆様方の信頼にお応えしていきたいと思えます。今後とも一層のご指導の程をよろしくお願い申し上げます。

さてこれから、事務所の ISO14001 認証取得までの経過のご説明や3名の講師の先生方による記念講演が行われます。これらにより、皆様方が環境問題への関心をさらに深めていただき、さらには環境諸活動を実践される契機ともなって頂ければ、とてもこれにすぐる喜びはありません。改めまして、本日は皆様のご来場を心より感謝申し上げます、私の御礼の辞とさせていただきます。

「祝辞」

内外衣料製品株式会社 代表取締役社長 西崎保孝

三年ほど前のことでしたか、中園先生が事務所をあげて ISO14001 の認証に「取り組む決意」を熱く語らえていたことを思い起こします。

私どもの会社は肌着、下着やカジュアルなアウトウエアといった生活に身近な実用衣料を企画生産して、一般消費者に販売をしておりますが、製品を入れるポリエチレンの袋やハンガー、ブランドなどを表示する紙のタグなどの年間使用数量は数千万枚におよびます。大切な製品が汚れたりしないようにとの配慮の裏返しで、こうした袋やタグが廃棄されたときの環境破壊の原因や資源の無駄使いとなっていることを、あらためて認識する次第です。私どもの製品は国際分業化の流れに沿って、中国を中心とした海外での生産が大部分を占めており、製品は数十枚単位にまとめてダンボールケースに詰められて当社の商品センターに入荷をします。こうしたダンボールケースは、入荷と同時に廃棄処分とされます。また、当社の商品センターで新しい包装資材に入れ直して小売業の店舗や物流センターに送り、一定期間保管されると破棄されます。これらの資材が中国に還流して再生利用されることは有りません。まさに、国際的な資源の無駄使いとなっております。

事務所で毎日出て来る多種類の事業用の芥も数多く有ります。これらが、リサイクルしたり、環境を破壊することなく無事に破棄されているか不安に感じます。

東証一部に上場する衣料品のメーカーとして社会的責任と義務を果たしうる経営活動をこれまでに、真に成しえていたかを反省すること大であります。

私は中園先生とは三十年以上にわたって、公私にわたりご交誼とご指導を頂いているのですが、私利私欲なくひたすら社会正義の実現を目指して精励されている先生のお人柄に深い尊敬と敬愛の念を抱いておりました。このたびの認証登録が、先生の日頃の信念にいささかの揺るぎもないことが図らずも証明されることとなり、心ひそかに喝采を叫んでおります。

一方、このたびのご快挙は、中園先生をはじめ諸先生方、職員の皆様方のお気持ちを拝察すれば、「人間も自然界の一つの生きものにすぎないのだ」という原点に立って、生きとし生けるもの全てが、調和しえた環境の実現に向けて歩みだす第一歩の証だとお考えなのだと確信いたしております。

一企業の経営を負託されたもの一人として、このたびのご快挙に勇気つけられると同時に、「環境対応型経営」に向けて、新たな目標を設定しなければならないという決意と責任を強く自覚する絶好の機会となりました。

最後に、チャールズ・ダーウインの「最も大きいもの、最も賢いものが生き残るのではなく、最も環境の変化に対応するものが生き残る」という言葉を引用させていただき、関東法律事務所様のかぎりないご発展と更なる社会貢献を果たされんことをご祈念申し上げます。

「環境管理責任者として」

弁護士 小林美智子

1 ISO14001 の知識なきスタート

事務所の代表である中園繁克が、ISO14001 の認証取得を目指さないかと提案があった際に、私の認識というのは、その前の年だったか、事務所の「感謝の夕べ」で中園繁克が ISO14001 について講演をしたその内容だけでした。ですから、具体的に何を、どうすればいいか、まるで理解していませんでした。

ところが、具体的に中園は代表、中山は内部監査員、私は環境管理責任者と役割を割り振られると、そんなことは言っていないことになりました。

環境管理責任者として必要な知識を得るためにまず、JACO の3日間のセミナーに参加し、そこで、まず1番の仕事は、環境影響評価だということだけは判って帰りました。

2 直感的(?)環境影響評価

環境方針は、代表が定めるものですから、環境管理責任者の仕事ではありません。しかし、事務所では「弁護士ドメイン」「事務局ドメイン」「市民ドメイン」という3つの分野での活動を定めてしまったため(?)、目的、目標をそれぞれ決めてゆかなければならなくなりました。

目的・目標の設定の前提は、環境影響評価とその前提の環境影響評価基準です。環境影響評価は、それぞれのドメインでの仕事の内容の分析から始まるのですが、「事務局ドメイン」は、まだ計測をすることが出来るものの、「弁護士ドメイン」となると、どのように評価、分析してゆけばいいのか、初めてのことにだけに弁護士は戸惑いました。アドバイスをしてくださったKLPの先生方も、過去の事例から助言というわけにもゆかないので、結局は、何が1番環境の改善に役立つだろうかということで、データもないまま、概念的に決めてゆくこととなりました。

その結果が、環境影響評価の箇所です。実は、「事務局ドメイン」の方も、基礎的なデータが不足していたため、多少そのようなところがあります。見ていただければ判りますように、どうしてこのような基準なのかと真正面から聞かれると、データの裏打ちもないのですから、このように決めましたという以外にはないのです。

後にJACOの審査の際に、審査員から環境管理責任者である私との間での質疑で、私が悩まされることとなった最大の問題点は、このあたりに起因しました。

3 四苦八苦のマニュアル作成

環境マニュアルは、分担して作成しました。弁護士だから、文章作成はお手のものと思われるかもしれませんが、法律の文章を作るわけではありません。そもそも、今まで何気なくやっていた行動や、今までやったこともないようなこと(内部監査等)を、頭の中でこんな風にして動けばいいのではないかとやるのですから、大変です。しかも、分担して作成したために、こんなも

のが必要とそれを一方の担当者は勝手に「 」と名前をつけ、別の担当者のところでは「 」と同じものに名前をつけるなどということは当然おきてきました。

分担して作成したものを全体を通して見なおすと、整合性が欠けていたり、同じ事を違う名前で呼んでいたりと、見直しの方が労力がかかったかと思う程でした。

4 J A C Oの審査

予備審査、初動審査、本審査と3回の審査を受けました。

審査員の1番の関心は、「弁護士ドメイン」のように感じました。法律事務所では初めてということもあったのかと思いますが、事務所に出入りしている業者は勿論、協力関係にある弁護士、会計士等の先生方、さらに、依頼者にまで、何等かの環境改善のための活動が出来るような「仕組み」はどうなっているか、何か努力してくれないかということが予備審査の段階から出てきていました。

しかし、離婚問題の訴訟の打合せに来ている依頼者に、「ところで環境問題<CODE NUM=00FF>」と話題を持ち出すということは、なかなか出来ることではありません。この先生は、私が配偶者のことでこんなに悩んでいるのに、何もわかってくれないと怒られそうに思えました。

結局この点は、将来的な宿題として、まずは事務所に出入りしている業者や、協力者に対する働きかけの仕組みを先にして、後は順次改善の努力をするということにさせていただきました。

後は、何よりも目的<CODE NUM=00A5>目標、環境影響評価の点が集中的に問題となっていたように思います。ある意味で直感的に決めた環境影響評価は、やはり判りにくいもので、更にデータを収集して、改善してゆくことをお約束しました。

この審査で印象に残ったことは、ISO14001は、P（プラン）D（ドゥー）C（チェック）A（アクション）を廻してゆくことで、少しずつでも改善することが大切であるということ、けれども、何とか出来そうな目標だけ設定してゆくのであれば、それはある意味で簡単であるし、成果も出るかもしれないが、できるかなと危惧はあるような大きな目標も、忘れてしまっただけではないということです。

実は、「弁護士ドメイン」で、目的・目標として当初「グリーン六法」を作ろうかというアイデアがありました。しかし、いざ始めようとする、そもそも手に余るのではないかとということで、早々にこれは目的・目標から削ろうということになっていたのです。ところが、目的・目標の一覧表から削るのを忘れて、「環境マニュアル」の中にそれが残っていました。その点、J A C Oの審査では指摘されているのですが、その時に、削ってしまうのは簡単だけれど、何とか存続させて、検討したらどうかというお話をいただきました。その時に言われたのが、先程のことでした。

確かに、ISO14001の審査ということからすれば、容易に成果のあがるものだけにするのが、賢いのかも知れませんが、そもそも何のためのシステムかという根本に帰って考える必要があるのかも知れません。

5 今後の課題

JACOの審査でも、各種の計測データ等は一覧性が欠け、紙も無駄と指摘されました。今後はマニュアルを事務所で運用しやすいように改善しようと思っています。

「事務局ドメインの活動記録」

事務局 手塚紀代子

「ISO って何?」「14000?」「ちがう、ちがう、14001 だって」というレベルで始まりました事務局の ISO 認証取得までの活動記録をご報告致します。

始めは、いったい誰が、何を、どうしたらよいのかさっぱりわかりませんし、会議では、後ほどお話を頂きます KLP (KANTO LAW OFFICE PROJECT) の先生方と弁護士との、なんだか訳のわからない議論を聞きながら、眠気との戦いでした。

関東法律事務所が ISO の認証を得るためには「環境方針」を決め「環境マネジメントマニュアル」を作り、それに従い「目的、目標」を達成すべく、全員が遂行していくことであり、その中で事務局ドメインとしては何をするのかを決めることになりました。そのためにまず、私達が、朝事務所に来て帰るまでの行動を、思いつくまま書き出しました。そして、その行動の環境側面と、それがどのような環境影響があるかをまとめたものが「調査表」と「環境側面一覧表」です。次にその表から、影響が大きいと評価されたものについて「監視、測定」をしました。その対象となるものは「電気の消費量の削減」「紙の使用量の削減」「廃棄物の削減」「リサイクル率の UP」「グリーン調達」などです。

以上の項目の監視、測定をどのような形で行ったかと申しますと、電気の使用量は、ビルの管理会社から数値を聞きました。消費量の削減は、使用していない部屋、昼休み、長い間席を立ったり、外出する時の机の電気をまめに消し、パソコンのスイッチも切ることを心がけました。紙の使用量は先月まではコピー用紙のサイズ別に、コピー用、印刷用等に分け、使用した枚数を表に記入し、月末に集計をしていましたが、先日の会議で、この作業は大変なだけで、あまり意味がなかったということになり、3月から集計の方法をもっと簡略化しました。具体的には、毎月の購入数と、在庫数でチェックし、全てのサイズを A4 換算とすることになりました。

紙の削減については、プリンターのほかは出来るだけ内部的なものには裏紙の使用、両面コピーとし、最後は資源ゴミとして出し、リサイクル率のアップにつなげます。また、ミスプリント、ミスコピーをなくすことにも気をつけました。これは自己申告で、表に何枚ミスをしたか、枚数を書くようにしています。この数字については1枚1円の罰金を取り、グリーン募金に入れます。

ゴミの分別については、(可燃ゴミ)、(不燃ゴミ)、(瓶、缶、ペットボトル)、(資源ゴミ)の4つに分け、45<CODE NUM=00D8><CODE NUM=00AF><CODE NUM=00C4><CODE NUM=00D9>入りの袋で何を何袋出したかわかるような表に記入するようになっています。乾電池や、危険物については、毎月集計するまでもない数ですので、これには入っておりません。

グリーン調達については今年度から検討するということになっており、やはり事務所で一番達成度が高くなるのは紙類ですので、コピー用紙と封筒を再生紙使用とすることを検討中です。

その他に事務局ドメインの活動として、弁護士の活動の補佐や、ホームページでの広報活動もあります。3月からは定期的に内容を更新していく予定ですので皆様も是非アクセスしてみてください

さい。

ここでの報告はごく簡単にかい摘んでお話ししておりますが、実際 ISO の認証を得るまでには、事務所内打ち合わせ記録、プロジェクト全体会議の議事録、マニュアル作り、そして変更があるたびに改訂版を出し、とにかく全ての手順を文書化し、それに従わなければならないことが、かなりの負担になっていました。日常の業務もかなり忙しい事務所ですので、その両方を時間内で消化することは出来ず、残業も増えています。本審査の時に提出致しました活動記録の数字を見ましても、目標達成どころか、逆に紙の使用量も電気の消費量も増えてしまった常態でした。この原因は皮肉にも ISO の活動に関係するものとしか考えられません。

ただ、今回認証を得ましたことで、今年は昨年より会議は減ると思いますし、より効率的に作業ができるようマニュアルを改訂し、今年からが本格的な省資源、省エネルギーを目指すスタートとなると思います。

法律事務所は、まず、依頼者の方の為に全力投球しなければいけないと思います。環境問題も、もちろん、もっと基本的なところで一人一人が真剣に取り組まなければいけない問題です。企業や、会社、いろいろな団体がプロジェクトを組んで、ISO の認証を得ることは大変意味のあることとは思いますが、時間も労力も費用もかかり、簡単に出来るものではありません。それよりもまず、自分の身近なところから、自分の出来ることをすぐに始めることが大切だと思います。例えば、ISO 認証取得の為に、旗を掲げて号令をかけていました所長ですが、最初はお昼の食事の後のゴミの分別すら、殆どわからず、しっかり把握するまでには大変時間がかかりました。でも、今では積極的に取り組み、「それは燃えないゴミだから、こっちの袋だよ」などと人の世話までできるようになりましたのも、このプロジェクトが意義のあるものであったということになるのかと思います。

お忙しい中、お仕事後に事務所までお出で頂き、ご指導を頂きました K L P の先生方に対して、本当に申し訳なく思いますが、事務局の正直な感想をお話させていただきました。

2 年前、ISO の意味さえわからなかった事務局ドメインが、プロジェクトの歯車の一部として活動し、認証を得ることが出来ましたことを励みに、この約 2 年間の経験を生かして、弁護士活動の支援をしながら、依頼者の方々には、当事務所の基本理念でもあります、安らぎ、潤い、ほほえみ、希望、そして勇気を共感できような事務所を目指して、努力していきたいと思っております。

最後に、当事務所の為にご尽力頂きました K L P の先生方に事務局一同お礼を申し上げたいと思います。有難うございました。

「内部監査委員としての報告」

弁護士 中山 徹

この度、ISO14001の認証を取得することができました。これも皆様方のご支援の賜物と感謝し、内部監査チームを代表いたしまして、衷心よりの御礼を申し上げる次第です。誠に有難うございました。

内部監査は、弁護士側から中山、柿沼の両名が、また、事務局側から小山田、赤城の両名がそれぞれ内部監査員として任命され、1チーム2名構成からなる2チーム編成の下で実施されました。

チームの中にあって、小山田は、気の付く熟達の監査員として、柿沼、赤城は、新進気鋭の飲み込みの早い、且つ穏健な考えを持つ監査員として、このメンバーの活躍なくして認証取得は有り得なかったと言っても過言ではなく、ここに改めてご披露すると共に感謝の意を伝えたいと思います。

さて、内部監査の第1回目は、環境マネジメントマニュアルの初版が作成発行された平成12年7月5日から丁度2カ月経過した平成12年9月5日を期して行われました。

当時は、環境マネジメントマニュアルの理解不足もあり、また、「厳しい取調べを」などと冗談交じりの言葉にも接し、戸惑いの中、監査する側も監査される側も、不安一杯の複雑な状態であったと思われます。

そのような状況下にあって、監査チームは、監査される側と一緒に客観的な事実を確認し合いながら、共にどうしたらよいかを模索するという作業を行っていきました。

さらに、如何に手を抜き簡略化できるかという視点に立って、環境マネジメントマニュアルやアクションプランの改定や是正を検討するなどしていきました。

それは、実行の容易性、実行の可能性ということが一番肝要なことで、手続きの肥大化、複雑化は、ともすれば煩雑さ故に実行を期待し難くなり、自らの首を絞める結果になることは火を見るより明らかだと思われたからです。

その後、平成12年10月19日の第2回内部監査、平成12年12月1日の第3回内部監査、平成13年1月10日の臨時内部監査と順次監査を実施していきましたが、それは、皆が環境マネジメントマニュアルに従って実際に行動してみてマニュアルの不適切さに初めて気がつき、その是正処置を行っていくという繰り返しの連続の過程でもありました。

こうして、勢い、これまでの監査は、ISO14001と環境マネジメントマニュアル及びその指定文書の適合性、あるいはアクションプランの具体化、マイルストーンの設定状況についての検証が中心となったことは否めないところですが、しかし、この内部監査を経て、曲がりなりにも当関東法律事務所の環境マネジメントマニュアルとしての体裁が整ったのではないかと自負しています。

今後は、さらに、遵法監査、環境パフォーマンス監査に重点を移し、これまでと同様に被監査

部署との共同作業として、ゆっくりと穏やかに、息長く、地球環境のために頑張っていきたいと
念願しています。

聞くところによりますと、内部監査の出来の如何が今後の審査機関の審査に大きな影響を及ぼ
すとのことで、その職責の重大さに身の引き締まる思いに駆られています。

最後に、これまでに増してK L Pのメンバーの方々のご指導ご鞭撻をお願いし、また、審査機
関J A C Oのお手柔らかさを切に強くお願いして、内部監査の経過報告方々ご挨拶とさせていただきます。

「環境マネジメントシステムと環境評価」
㈱日本環境認証機構 代表取締役 福島哲郎

環境問題を語る上で、1960年代からの「環境公害」と、90年代に入ってから「地球環境」では、意識の上でも大きく変化した。「地球環境」は、急速な資源の浪費やエネルギーの増大、また、廃棄物問題を考えると加害者と被害者の明確な区別が難しくなっている。自らが加害者であり、自らが被害者である「地球環境」問題では、単に企業だけに責任を負わせ、努力させるだけでは、解決出来なくなっている。20世紀の物質に豊かさを求め続けた結果、資源エネルギーを多く消費してきた経済システムが破綻し始めてきた。資源の枯渇問題や汚染問題、地球温暖化など「地球環境」に対応するためには行政や企業ならびに住民、消費者が議論するだけでなく、ライフスタイルの意識改革を含めて早急に行動を起こすことが重要である。

「地球環境」に対応するため、現在、二つの大きな潮流がある。

一つは、環境の国際規格である ISO14001（環境マネジメントシステム）の発効である。このシステムは、1996年9月にスタートしたが、全ての企業や組織の在り方を環境側面から問い直すという動きである。企業や組織が環境に対して、持つべき基本理念や行動原則を明確にし、その理念や環境方針に沿って、マネジメント（経営的管理）をしているかどうかという発想である、国際環境規格が発効された現在、環境対策を無視し、環境に負荷を与えるような生産工程で作られた製品や、製品の中に有害物質を含むような製品は、市場に受け入れられず排除されてしまうだろう。日本国内では、環境に配慮を払っている企業を優先して取り引きする、「グリーン購入」、「グリーン調達」、が主流になり始めた。この為、親企業が、関連会社ならびに協力会社に対し ISO14001 を取得するよう要請するところが増加している。

二つ目の流れは、「消費型社会システム」から「循環型社会システム」に変換しつつあることである。「大量生産、大量消費、大量廃棄」から資源リサイクル化やエネルギー高効率利用化などへの流れである。2000年6月に、国内で「循環型社会形成推進基本法」が制定された。本基本法には、容器包装や家電のリサイクル法に加えて、改正された廃棄物処理法とリサイクル法、更にグリーン製品利用促進法の7つの個別法が入っている。「地球環境」の観点から包括的にとらえ対応を迫り出したといえる。「地球環境」へのこの二つの大きな潮流を受けて、最近では、企業の環境への取り組みをはかる評価軸として「環境経営」の格付けが始まりつつある。この「環境経営」の格付けは、大きく分けると「環境マネジメント（組織、体制）」・「環境配慮型の製品・サービス」更に「環境パフォーマンス（データ）」に対する個別評価と総合評価により位置付けを行う。この「環境経営の格付け」の流れとしては、ISO14001の成立から「環境マネジメントシステム」と「環境パフォーマンス」の整備が進行しており、循環型基本法における「グリーン購入法」のインパクトは、「製品・サービス」への環境配慮型への強化を目指したものである。

1. 環境側面、環境影響とは

側面 (aspect) の意味

環境影響の定義 (JIS Q 14001:1996 3 定義より)

有害か有益かを問わず、全体的に又は部分的に組織の活動、製品又はサービスから生じる、環境に対するあらゆる変化

環境側面と環境影響の関係 = 因果関係

2. ISO14001 における要求事項

- 活動、製品又はサービスの環境側面を特定する手段の確立と維持
- 環境目的を設定する際に、著しい影響に関連する側面を確実に配慮
- 情報を常に最新に

活動、製品、サービスは “ 組織が管理でき、かつ、影響が生じると思われる ” もの
規格の意図

著しい環境側面を特定し、これを重点的に E M S に取り上げることによって効率的に環境を改善していく

3. 関東法律事務所における環境側面、環境影響評価

ドメインを3つに分ける

弁護士ドメイン、事務局ドメイン、市民ドメイン

事務局ドメイン 業務プロセスから環境側面を洗い出し

弁護士ドメイン 弁護士活動の環境側面とは？

マテリアルな INPUT、OUTPUT がない

主な業務 (相談、法廷等) × クライアント (個人、法人等)

マトリックス的に考え、その影響を考える

法律の遵守は当然 マイナス面はない プラス面に集中

弁護士ドメインの環境影響評価基準

4. 課題

影響評価基準の見直し

客観性

適切性（信頼性）

5. その他の動き

行政では環境保全事業をプラスの環境影響と考え、取り入れている

例) 上越市の環境基本計画に位置付けられている施策に関するものの評価方法

環境影響の重大性×市民等への影響度

× 影響の範囲×改善目標達成度

一般企業の場合の視点

購買部門

...グリーン購入（アイテム数、割合等）

製造部門、品質管理部門<CODE NUM=00FF>...商品ロス率の低下、生産効率の向上（原単位

の向上）

販促部門

...有効な販促ツールの製作

（余計なモノを作らない等）

「循環型社会と環境経営」
登録中小企業診断士 岩田茂樹

1. 環境経営とは

「20世紀は経済の時代であった。そして、21世紀は環境の時代だ」と言われます。また、21世紀の課題は、人口・食料問題、エネルギー問題、そして環境問題だとも言われています。まさに「地球の経営問題」であります。美しい地球を私たちの子どもに残すためにも、環境問題は考えていかなければなりません。

「環境経営」という言葉も、最近では新聞・雑誌等でよく目にし、耳にするようになりました。しかし、その定義は？というとはっきりしていないのが現状のようです。

環境と企業経営を考えますと次のように定義できるのではないのでしょうか？

「利益追求という企業経営において、環境に対し、循環構造にしていくことにより、環境に与える影響を最小限にしていきながら、企業を成長・存続させていく経営」すなわち自然界の生態系（エコロジー）と人間界の経済系（エコノミー）との結合であり、両系のシナジー効果を目指す経営であります。

2. 環境経営の必要性

環境経営の必要性は、持続可能な発展という世界の潮流をもとに、わが国・行政や取引先そして、消費者と、各方面から叫ばれ、望まれています。環境と経営の共生が言われ、環境経営が評価される時代になりつつあります。

3. 環境経営に向けて

環境経営に向けての推進ステップ及び進むべき方向性を次のような4段階で考えます。

初期段階：各種環境法を遵守するための仕組みを作る。

部分的段階：廃棄物ゼロ・リサイクル・省エネ等の環境保全への取り組みを行う。

全社段階：経営方針に環境対策を位置づけ（環境憲章制定）、全社的に環境マネジメントシステム（ISO14001）の導入を行い、環境負荷低減に取り組む。

社会段階：環境配慮型製品の開発、トータルゼロエミッションにより、企業活動を循環型構造の一部にしていく。

4. 循環型社会とは

20世紀に求められたものは経済効率性であり、今、求められているものは環境効率性です。リデュース（省資源・長寿命）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の3Rを中心にした、トータルゼロエミッション、すなわち、企業内に限ったものではなく、消費者を含めたプロセスであり、企業外を通過するサイクル的なものです。そして、求められるのが、環境に配慮

した循環型製品です。

昨年6月に成立しました「循環型社会形成推進基本法」の中に形成すべき「循環型社会」の姿が明確に提示されています。

「循環型社会」とは、廃棄物などの発生を抑制し、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

5. 環境経営実現に向けての ISO14001

企業において環境経営を実現していくには、基本姿勢として

理念の明確化：全社的な環境保全に向けての基本理念を明確にする。

トップのリーダーシップ：企業のトップが自ら環境保全について、率先行動をとる。

情報開示：環境保全についての情報を共有し、コンセンサスをとる。

ことが必要だと言われます。

ISO14001の規格には要求事項としてこれらすべてが含まれています。ISO14001の考え方が環境経営の出発点であると言えます。環境経営には、環境に目を向け、自らの製品・サービスを見直し、環境を考えた全社的な社内システムづくりが必要です。その手法がISO14001の環境マネジメントシステムであります。

6. 企業はどうすれば生き残れるのか？

どこに利潤を求めるのか？今までと同じやり方ではまず生き残っていけなくなるでしょう。循環型社会対応の環境調和型製品の評価法として、要求されていることは、

ロング・ライフ・サイクル

再資源化の容易さ

リサイクル化の容易さ

であります。

そして、消費者も商品を購入するときに、捨てることを考えて商品を選ぶようになります。今後、製品開発の重要なコンセプトは商品の廃棄後までを考えた設計です。いわゆる、ライフ・サイクル・アセスメント(LCA)の考え方です。LCAに基づいて、環境に配慮した製品を供給し、環境を考慮する企業になっていくにはその基本となるシステムのISO14001のシステムが不可欠であります。

▪ ISO14001の考え方を理解し、環境経営を実践し、企業存続と同時に循環型社会を実現していきましょう。 ▪

以上

「コンサルに対する御礼」

代表弁護士 中園繁克

社団法人中小企業診断協会三多摩支会環境マネジメント研究会の有志の先生方、本日は関東法律事務所の ISO14001 認証記念講演会にご臨席頂きまして有難うございました。当事務所の ISO14001 認証取得ができましたのは、先生方 14 名の方々（KLP と呼んでいます）の誠にご熱心なコンサルのお陰であると深く感謝申し上げます。今から 2 年余り前のことでした。「環境型経営は評論よりも実践である、環境マネジメント研究会の代表をつとめる中園の事務所が、環境型運営をまず率先してやるべきである」とよってたかって鬼気迫る迫力で、私に ISO14001 認証取得の決断を迫られました。まことに反論の余地のない強要でありました。しかし、たださえ多忙を極めて活動している当事務所のメンバーがはたして同調してくれるだろうかという不安が、私の脳裡によぎりました。私が当事務所のメンバーに ISO 認証についての相談をしたとき、たぶん一瞬、当事務所のメンバーは心の奥底で、この多忙な中でまったく冗談ではないよ思ったに違いありません。しかし、案ずるより生むが易し、メンバー全員が時代の求めるところを感じ賛同して頂きました。それから 2 年余りの長い ISO への取組の旅がはじまった訳です。

この間 KLP の先生方は、常に先見性をもって私どもをリードして頂きました。まず ISO9000 に準じて当事務所の業務の整理を行ったこと、当事務所の環境保全活動を事務局、弁護士、市民の三つのドメインに分けられたこと、さらに弁護士活動のドメインに当事務所のクライアントその他の関係者に対する環境問題の啓蒙、環境諸活動の動機付け等の環境側面の考え方を示されたことは、実にすばらしい試みでした。

先生方のご指導よろしきを得て、法律事務所としてたぶん世界ではじめてであろう ISO14001 認証を受けることができました。今後とも、私どもが少しでも多くの方々と共に、将来の子孫のため環境保全、改善に向けた諸活動ができますように、さらなる先見性のあるご指導を頂きたくお願い申し上げます。

ここに、感謝状及び記念品を贈呈申し上げ、私どもの感謝の意を表したいと思います。

「共創の取組みへの謝意」
(社) 中小企業診断協会 東京支部 三多摩支会
環境マネジメント研究会 松浦徹也

関東法律事務所の皆さま、ISO14001 認証取得おめでとうございます。

このような晴れがましい席に、ご招待をいただきましたことに感謝申し上げます。

思い起こしますと、2年前の1999年2月24日に、関東法律事務所にISO14001をとっていた
だくことを目的とした、押しかけコンサルプロジェクトの企画書ができあがりました。

関東法律事務所の皆さまとプロジェクトメンバーが「共に語り、共に悩み、共に活動する」共
創(コラボレーション)の2年間であり、私たちは大きな刺激を得て、知識と経験が深まりまし
た。このような機会を与えていただけたことに深く感謝申し上げます。

発端は、軽い気持ちで「中園先生、環境問題を語るなら、先ず自らISO14001を取ったらどう
ですか」とお話をしました。瓢箪から駒で、99年の1月に中園先生からISO14001 認証取得の決
意をお聞きしました。

計画は2年計画で、初年度はISO9001 品質マネジメントシステムをツールとして、業務改善を
行い、2年目はISO14001 環境マネジメントシステムの構築と運用となりました。

ISO9001 の取組みは、業務フロー分析から開始したのですが、診断士のプロジェクトメンバ
ーは幸か不幸か弁護士さんにお世話になったことのない者ばかりで、聞くこと見ることが始めての
ことばかりでした。また、「弁護士という高度知的作業をISOの枠組みにいれることは、発想の
自由度をしばるのでないか」と悩みました。

こういった中で、高島先生の絶妙な問題解決手法による業務改善検討会もあり、業務フロー分
析により弁護士活動も普通の業務処理と変わらなく、また弁護士さんも普通の人間で、業務改善
は必要であることが理解できました。弁護士活動の業務フロー分析により、初めて各弁護士の仕
事の流れの差異、例外処理の多さなどが浮き彫りにされて、改善の糸口が見えました。

2年目に入り、ISO9001 をベースとして、ISO14001 の取組みを開始しました。

一般には、環境対応というと省エネ・省資源などを行いますが、これだけでは中園先生の理想
とするところには行きませんので、当時としては目新しい「プラス環境側面」に取り組むことに
しました。本業を通して環境対応をするもので、環境経営の基本の取組みと思います。

中園先生の「循環型経営」あるいは「環境経営」の原点は、1972年にローマクラブがまとめ
た報告書の「成長の限界」にあると思います。このままでいけば、今後100年以内、私たちの命
のあるうちに、資源の枯渇、工業生産の限界、汚染の増大そして人口の減少が始まると想定され
ました。

幾何学的級数の「成長の限界」の警鐘の書の始めでした。続いて、「限界を超えて」、「西暦
2000年の地球」、「チェンジングコース」など次々と警鐘は鳴り続けています。アジェンダ21、
リオ宣言あるいは最近の法規制の強化などは、「成長の限界」をベースに考えられていて、決し

で一時的なブームではありません。

「工業生産は持続可能な範囲でしかできない」、「これまでの右肩上がりの生産はできなくなる」、「資源は有限である」、「汚染防止をする」などの基本的な考えで、全世界共通の取組みがされます。環境に配慮した経営が要求され、それに対応できない企業は淘汰されるようになります。淘汰は、地球を守るために容赦なく実施されると思います。

関東法律事務所は環境に配慮した経営（環境経営）にいち早く自ら対応し、伝道者としての使命を環境目標に明示されました。これこそが法律事務所の環境経営と思います。

スペンサー・ジョンソンの「チーズは何処へ消えた？」がベストセラーとなり、予約なしで本屋さんから購入できないようです。チーズはかけがえのない物、大事な物の象徴ですが、苦労して探し当てたチーズがある日突然消えてしまい、それにどのように対応するかの物語です。

「従来どおりの考え方をしている新しいチーズは見つからない」「新しい方向に進めば新しいチーズが見つかる」など示唆に富んだ言葉がでできます。

「この地球は、先祖からの贈り物ではない。子孫からの預かり物である」はノルウエー元首相ブルントラントの言葉です。私たちのかけがえのない大事なものは、地球ではないでしょうか。子供や孫から預かっているこの地球を、護るために、新しいチーズを求めて、今までの考え方、経営の仕方を変えなくてはならないと思います。しかし、変化は誰しも怖いものです。同時に、どのように変化したらよいのか、迷うものです。

この度は、関東法律事務所の皆さまと私たちコンサルタントチームが共創をすることができました。関東法律事務所、地域社会の皆さま、クライアントの皆さまあるいはコンサルチームが、一つひとつは小さくとも皆が手に手を取り合って、共創して環境経営、環境行動をすることができれば、「成長の限界」は超えられると思います。

ISO14001の認証は、ゴールではなくスタートです。中園先生の高い理想に向かって、今後とも共創させていただきたいと思っております。

この2年間の貴重な経験と数多くの出会いに重ねて感謝申しあげ、お礼の言葉とさせていただきます。

「閉会の挨拶」
弁護士 柿沼太一

皆様、本日はご多用の中、ご足労いただきまことにありがとうございました。当事務所の弁護士の柿沼と申します。

1 私が関東法律事務所に入所したのは昨年4月でした。そのときにすでにISO14001取得活動は始まっていたわけですが、入ってすぐは何のことか全く分かりませんでした。

ISOという言葉自体、カメラのフィルムの規格か何かかと思っていました。

結局、私が入所してから1年弱たった今年の2月ようやく認証取得となったわけですが、その間私自身が思ったことを何点かお話しさせていただきたいと思います。

2 まず、もっとも興味深かったのは、ISOという仕組みそのものです。

私の理解では、ISOに基づくシステム、というのは、自らの活動を詳細に分析したうえで、その環境影響を評価し、問題があれば、計画、実行、検証、行動というプロセスを通じて漸進的に改善していく、という一連の行動を指すと思います。

このような仕組みは、必ずしも環境問題に限らず、どんな組織でも、個々の問題解決、あるいは組織改善のために無意識的にはやっていることだと思います。

しかし、私自身、ISOの認証取得を通じて、このプロセスを明確に意識するようになりました。

今後は、このような分析手法を法律業務にも生かしていければと思います。

もっとも、当事務所の場合、法律事務所ということもあって、ISOで通常想定されている環境影響評価という概念が当てはまりにくい部分があったような気がします。

通常は、工場排水や工場排気など、環境に対して悪影響を及ぼす活動があることを前提として、いかにしてその悪影響を減らしていくか、という観点から見ていくと思われまふ。

しかし、法律事務所の場合、排ガスや騒音を出すというのはちょっと考えられまふので、自ら積極的に、環境によい影響を及ぼす活動を行っていく、ということが主となりました。

マニュアルの中では、例えば、環境法の研究、セミナーの開催などがその具体例として想定されています。

その意味で、新しい試みだったのではないかなと思っています。

3 システムを構築していく中で、一番気をつけたのは、過度に完璧を期したシステムを作って業務に悪影響を及ぼさないようにしなければならないということでした。

システムは完璧だけれども本来の業務の効率は悪くなりました、では本末転倒だし、依頼者の納得も到底得られないと思ったからです。

KLPの先生から言われた言葉で印象に残っているのは「完璧なマニュアルを作るのは簡単なんですよ」ということでした。

弁護士は、ある文書を作る場合、どうしても仕事柄、詳細かつ完璧なものを作ろうとしてしまいますが、たとえそのようなものを作成しても実行が伴わなかったり、本来の業務に悪影響を及ぼすのではなにもならない、ということをおっしゃりたかったと思います。

そういわれて、無理のない範囲で、最初はとりあえず骨組み的な仕組みを作り、不都合が出てきたら継続的に修正していけばいいではないか、というように、いい意味で肩の力が抜けました。

4 みなさんおっしゃっていましたが、認証取得はあくまでスタートであり、これから、継続的な活動を地道に行っていくことが一番大切だと思います。

初心を忘れずにやっていきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。